

2013年版『手続要覧』に関するお知らせ (2014年4月)

RI 理事 松宮 剛 (2780 地区・茅ヶ崎湘南)

2-3: 【標準ロータリークラブ定款】

定義 6. 衛星クラブ: A potential club whose members shall also be members of this club.(When applicable)

潜在的、あるいは将来、正式なクラブになる可能性のあるクラブであり、そのクラブの会員は、本（正式な）クラブの会員でもあります。

第 7 条 会員身分

第 5 節—衛星クラブの会員 衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり（定義 6 でいう本クラブと同じ?）、このことは、衛星クラブが（正式な）ロータリークラブとして RI から認証されるまで続く。

第 9 条 出席

第 1 節—一般規定 各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。

第 10 条 理事および役員

第 4 節—役員 「クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計及び会場監督は、細則の定めるところによって、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。」との改定によって、幹事が理事会のメンバーに入りました。

第 5 節—役員選挙 (c) 資格要件 「クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1 年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。」が追加挿入されています。

第 6 節—本クラブの衛星クラブの組織運営（該当する場合） 衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援

を、衛星クラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員及び4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chairman）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブ指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

※ 第6節全体が新設された条文です。

第11条 入会金および会費

第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務付けられないものとする。（下線部が追加されました。）

第12条 会員身分の存続

第4節—終結—欠席。

- (b) 出席率。会員は、(1) 年度の各班機関において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

（下線部分は追加された条文です）

2-4: 【推奨ロータリークラブ細則】

RI が提供する「推奨ロータリークラブ細則」（以後「クラブ細則」と略称します）というものの意味を今一度考えていただきたいと思います。今般の「クラブ細則」には、かなりの注釈がなされています。それらを良くお読みください。

元々単に推奨されているに過ぎないものです。ですからクラブ独自の細則を作るべきなのです。そのことによってクラブ会員に親しみのあるものとなります。ただし組織規定の考え方に矛盾しない事、其処は守られなければなりません。「クラブ細則は、クラブの慣習と手続きを盛り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するものとして使用すべきである」という記載を大切にしてください。

- ※ 2013年版クラブ細則は、本来斯く在るべしとするクラブの慣習と手続が盛り込まれることを期待した、主体的な細則策定に供することの出来る、その意味で細則が備えるべき主要な条文に限定した簡便な体裁で記載されています。
- ※ 標準ロータリークラブ定款に記載のある項「五大奉仕部門」、出席義務規定の免除は、それ故省かれています。
- ※ 「議事の順序」も記載されていません。これもクラブの慣行や特長を生かして主体的に決めることとなります。
- ※ クラブ細則策定に困難を感じる向きには、2010年版推奨クラブ細則を参考にするのも一法かも知れません。(一つのモデルを別掲しています。ご参考までに。)
- ※ RIの定款、RI細則および標準ロータリークラブ定款、そしてロータリー章典に矛盾するような改正や条項の追加はできませんが、それら組織規定に適った事柄であれば、条項をさらに追加することは当然できます。
- ※ 繰り返しになりますが、注に記載ある通り、推奨クラブ細則は、「推奨にすぎない」ものです。つまり各クラブの慣習・文化伝統・慣行としての手続を反映した独自のものであるべきであるというRIの基本姿勢が前提となっていることをくれぐれも忘れないでください。

この「お知らせ」作成に当たりましては、国際ロータリー第2840地区ガバナー本田博己氏、同地区パストガバナー曾我 隆一氏の多大なご協力をいただきました。

また、RI研修リーダー三木 明氏(第2680地区)、同小船井 修一氏、(第2500地区)、同藤林 豊明氏(第2590地区)の協力の下、作成いたしました。文責は松宮に帰します。

(2014年4月29日)